

特別講演

立憲国家の“世界像”

——立憲国家の基本価値にして、国際法の究極の妥当根拠たる人類にかかわる
憲法条文の比較法的分析——

ペーター・ヘーベルレ

ドイツ公法研究会

栗城 壽夫（訳）

立憲国家の“世界像”——立憲国家の基本価値にして、国際法の究極の妥当根拠たる人類にかかわる憲法条文の
比較法的分析——

- 一、序論。問題状況。
- 二、現状（認識）の諸要素。
 - a、憲法条文の比較法的分析の説明。

b、立憲国家の基本価値としての世界への志向をもった六つの規範形態。
 三、特論。『人類』——この概念が内包する意味のポテンシャルの文化科学的解明（ヴァイマル古典主義とドイツ理想主義）。——

四、この問題と取組むための理論的枠組みを構成する諸視点。

- a、諸立憲国家の世界共同体。
- b、地域的・全世界的責任共同体。
- c、立憲国家の『内部法』としての国際法、即ち、『人類法』との『連携』。

一、序論。問題状況。

立憲国家の世界像というテーマは思いあがりのように思われるかもしれないが、今日の憲法論にとつては、もはやそうではない。というのは、アクチュアルな問題状況をよく見ると、憲法論は自分が『世界』についていかなる『像』や理解をもっているのか、また、もつべきなのか、という問いを自らに提起しなければならないからである。一九九六年の立憲国家は、種々の理由から、世界的視野や世界的ディメンションをもつ必要に迫られている。現代を特徴づける『グローバルゼーション』、『世界市場』・開かれた『世界経済』・世界貿易の成立、例えば、人権のための人道的介入を要求する世界世論の成立、さらには、コミュニケーション技術の『世界支配』などがそうした例としてあげられる。また、とりわけ、イスラム原理主義との対決にあたって、人権の『普遍性』が盛んに論じられた。奇蹟の年一九八九年における立憲国家の『世界的時間』という言葉は、立憲国家の成功の歴史（人権、民主主義、社会的市場経済）をグローバルな規模で示唆しようとするものである。同様にして、宇宙法や全世界的環境国

際法の成立は、——人類の共通遺産への参与の権利とならんで——憲法論が『世界像』や『人類』というテーマに挑戦してもよいということを経済するキーワードである。もちろん、反対方向への動きがあることも考慮されなければならぬ。現在のところ唯一の『世界大国』アメリカは、湾岸戦争（一九九一年）において、『新しい世界秩序』（G・ブッシュ）の樹立を期待したが、これは時期尚早であった。また、多くの生活分野のグローバルゼーション（例えば、情報社会たる『世界一村』）に対抗して、より小さなものへの傾向、地域的・地方的なものの尊重の傾向、および、細分化の傾向が生まれてきている。

法律的テキスト科学および文化科学として理解された憲法論は、『像』を用いての哲学を試みることができる。というのは、『憲法学』は——人間像を基礎にした連邦憲法裁判所の判例にならって——以前から『人間像』というカテゴリーを用いて作業をしており、それは、『国家像』、『世界像』とともに三位一体の構成要素をなしているからである。人間、立憲国家、世界は、法律家にとつても、また、法律家にとつてこそ、相互に密接に関連しているものを表現している。もちろん、法律家は、このテーマに関して他の学問分野に広く目を開いていなければならない。というのは、他の学問分野も——いずれにしても人間による（再）構築によって——『世界』を共同して構成しているからである。この点に関しては、プロジェクトであると同時に文化遺産でもあるところの——H・キュンクと言つ——諸国民を結合する『世界エトス』を想起していただきたい。立憲国家の理論は、今日、とりわけ世界を視野に入れたうえで立憲国家の権限や任務を問題にしなければならぬ（それは、殆んどどの国家が既に立憲国家であるか立憲国家を志向しているからだけではない）。それは、立憲国家がいたるところで世界と関連する義務を引受けているからであり、また、次第に発展して行っている国際法を特別の方法で支えているからである。すなわち、全世界的には、国際連合という枠組みを通して、また、例えば、アフリカにたいする開発援助などを通して、また、地域的には、例えばバルカンにたいするヨーロッパ連合の要求や介入といった形において、国際法を支えているか

らである。

確かに、憲法論にはるかに先立って、「世界」——或いは人間に即して言えば——「人類」を対象として選んだ学問、芸術が他に存在している。例えば、「人類の哲学の歴史についての考察」（一七八五年）というJ・G・ヘルダーの偉大な著作や、「世界市民的視点」（一七七五—一七九五年）というE・カントの著作がある。また、J・ブルックハルトの遺稿たる「世界史的考察」（一九〇五年）がある。それに先立って、G・W・F・ヘーゲルが「世界精神」や「世界法廷」について語っている（一八二二年）。精神科学はくり返し「世界史」に立ち向った。例えば、A・ホイスの如き人は、明確な「世界性」をもち、それゆえ世界にたいして長期的に強い影響を与えつけて来た高度の文明だけを論及しようとした。このような「世界性」は、シナ、インド、アラブ——イスラム、およびヨーロッパの高度文明に認められた。今日、国際法および憲法において、例えば、人権、民主主義、社会的市場経済といった問題分野において、イスラム「世界」の抵抗の強まりのなかで人類を特徴づけているのも、この「世界性」である。したがって、H・フライヤーのように、二十世紀の世界史を「ヨーロッパの世界史」と呼ぶこともできよう。というのも、「世界大戦」と呼ばれた最初の「世界大戦」がまさにヨーロッパから発したことを確認したとしても、それは必ずしも皮肉なこととはいえないからである。また、美術の「世界像」を探すとすれば、それを中世、および、とりわけ一四九二年以降に見つけることができよう。J・W・ゲーテも「神はオリエント、神はヨーロッパ、北と南の大地は神の手の平和のうちにはやすらっている」とその詩のなかでうたって、世界史的視点への貢献を早い時期に行った。

比較憲法論の視点からは、この一つの世界、——N・ルーマンの言葉を用いれば——「世界社会」は、どのように構成されるのか。諸文化の多様性、「諸文化の衝突」にかんがみれば、比較憲法論は無理なことをすることになるのか。それとも、比較憲法論は、まさにそれゆえに、寛容に基礎づけられた高度に発達した憲法のゆえに、また、共存・共同に基礎づけられた国際法に基づいて、自己の世界像の諸要素と取組むことになるのか。この問題にたいして重要な示唆を与えるのが、J・ハーバーマスの構想である。ハーバーマスは「個別国家のなかだけに自己を閉じこめない民主的な国家市民のみが世界市民の地位への途を拓くことができるのであるが、この世界市民の地位は今日既に全世界的なコミュニケーションを通じて具体的な形をとっているのである。」¹⁾といい、また、「世界市民的状態は未だはるかなところにあるのであるが、しかし、もはや幻想ではない。国家市民と世界市民とは連結体であり、この連結体は既に大まかな輪郭を示し始めている。」²⁾と述べている。

ドイツ語では、「世界」は、環境国際法を含む環境法として急激に発展してきている概念や言葉を通じても表現される。人間中心の「世界像」か自然中心の「世界像」かをめぐっての争いはあるかもしれない。しかし、環境は「世界」の一構成要素であり、集合して世界全体を構成するものである。³⁾このように、まさしく環境に関する秩序・保護・形成の任務が立憲国家の「世界像」は何かを問題にすることを要求しているわけである。

二、現状（認識）の諸要素

a、憲法条文の比較法的分析の説明。

立憲国家の「世界像」もしくは立憲国家の人類への志向の究明を、先ず、憲法条文の比較法的分析の助けをかりて試みることにしたい。憲法の草案を含めて憲法条文のもつ証言力は大きい。それは、そのなかに時代の諸理念が特別に——概念的にも——強調された形で凝結しているからである。憲法条文が原理的に簡潔であること、言語的に明確であること、高い示唆力を有すること、および、高度に「濃縮」されていること、などが憲法条文に大きな証言力、即ち、多くの個別科学が連携して初めて理解され得る文化史的発展の混沌とした流れのなかでの大きな証

言力を与えている。立憲国家というテーマ分野における創出・受容の過程が今日全世界におよんでいることが証明されていることにかんがみれば、比較はグローバルに行われなければならない。発展史的な視点のおかげで、比較は、単に「表層」にすぎないと考えられている憲法条文の「言葉だけ」の比較にとどまることはできなくなる。というのは、近時の憲法制定者たちが——時間の軸で比較すると——間接的にせよ既存の立憲国家の憲法現実をも条文化し、概念化しているからである。近時の憲法制定者たちは、例えば、外国の憲法裁判所の基本判例のエッセンスや学説、端的な憲法運用を受容しているのである。しかし、また、以前の憲法条文も四つの、更には、——比較法を加えると——しばしば五つの解釈方法を総動員して解釈されてきたわけであるし、憲法条文のなかに読みこまれた解釈結果も現実の一構成要素であり、また、そうなってしまっているわけであるから、憲法条文の比較法的分析をする場合には、他の解釈方法も文言解釈と同じように発言の場を与えられているのである。それゆえ、憲法条文の比較法的分析を「文言的」として片つけてしまうことは許されないとと思われる。基本権、国家目標、更には、民主主義条項、政党条項などは、そのための特に有益な内容的テーマ分野である。この方法を用いると、「憲法条文の規定のしかたにおける発展段階」やそのなかに組みこまれた発展過程という考え方をすることが可能となる。そのような考え方をすることによって、——特にペルーやグアテマラのような発展途上国においてアクチュアルなことであるが——「実現の不十分さ」があるということ、即ち、条文の要求に比べて憲法現実があくれている場合があることが否定されるわけではない。しかし、比較憲法論の比較憲法論たるゆえんは、「世界市民的視点」をもつことにあるのであり、この視点が逆に新しい憲法条文の定式化を導くこともあるのである。具体的にいえば、ペルーやグアテマラは、憲法論にたいして豊かな素材を与えるのであり、それらの国々が実際上スタンダードよりおこなわれているかどうかは、別の問題なのである。文化的なコンテキストにたいする感受性をもつことも常に必要なのである。

b、立憲国家の基本価値としての世界への志向をもった六つの規範形態。

(1) 人間の尊厳のユニヴァーサルな約束と人権。

この条文形態の最も美しいものはドイツの基本法一条二項に見出される。即ち、そこでは、「あらゆる人間社会および世界の平和・正義の基礎としての不可侵・不可譲の人権」にたいする信仰表明が行われている（これは、例えば一九九二年のザクセン・アンハルト憲法四条二項に継受されている）。そのなかの平和の思想は基本法二四条二項、即ち、「主権の制限に同意し、欧州および世界の諸国民の間に平和的で永続的な秩序をもたらし、且つ、保障することに同意する。」という規定にひきつがれている。

既に、基本法の前文の「統合されたヨーロッパの一員として世界の平和に貢献する」という文言も同じ考えを志向していた。この前文は一九九二年のブランドンブルク憲法の前文に継受され、「統合されたヨーロッパおよび世界の一員として」という文言へと発展させられた。これによって人類の視点が打出されたといえる。ブランドンブルク憲法七条一項二文もまた、「あらゆる連帯的共同体の基礎」としての人間の尊厳の保護をかけることによって、この思想の憲法条文上の発展に独自の貢献をしている。ザクセン・アンハルト憲法の前文では、ザクセン・アンハルト州は自らを「あらゆる国民の共同体の活力ある一員」として規定している。一九八九年以降の旧東ドイツ地域における新しい憲法草案の昂揚した噴出から、この分野における特に大胆な条文の規定のしかたの登場が予想された。例えば、一九九〇年七月のメックレンブルク・フォアポンメルンの憲法草案の前文のなかでは、「すべての国民・すべての個人のための正義と人権とを含む平和を維持することを決意して」と書かれていた。「人間人格の優位を確信し、また、すべての人間が国家に先行し、国家に優位し、且つ、普遍的な効力を有する平等な尊厳と権利とをもっていることを確信し」という文言を有する一九七九年のペルー憲法の前文も、憲法条文の規定のしかたにおける新しい発展段階を表わしている。一九九二年のチェチェン共和国の憲法の前文は、「ヨーロッパと世界

の民主主義諸国家の家族の構成要素を構築し、保護し、発展させる」という文言をもって自己自身のあり方を規定し、この規定を通じて世界への志向を大胆に明示した。ここで自己認識と世界認識とが帰一している。

「一般的な法原則」を自国の法源体系のなかに編入する憲法規定にもユニヴァーサルなものが含まれている。一九九二年のエストニア憲法の三條一項二文がその新しい例を提供している。即ち、「ユニヴァーサルに承認された国際法の原理と規範はエストニアの法体系の不可分の構成要素をなす」というのがそれである。また、一九九三年のロシア憲法の前文は、「われわれ、ロシア連邦の多民族的人民は世界共同体の一部であることを意識し、全人類に共通の価値を意識し……」と述べている。ちなみに、歴史的に見れば、ユニヴァーサルな国際法や地域的な国際法のほうが、まだ、多くの立憲国家の国内憲法の人類志向的規定よりも先行している。「人類の良心」について語る一九四八年の国際連合の世界人権宣言の前文や、「正義の基礎と人間社会および文明の維持のための協同」について語るヨーロッパ委員会規約がその例である。このような理念の強力な打上げや理念を盛り込んだ条文の打出しは、一九七二年の人類の自然遺産・文化遺産の保護のための協定や「平和目的のための宇宙の研究の進展と利用にたいする全人類の共通の利益」(前文)というようなキーワードをもつ一九六七年の「宇宙条約」にも見られる。「人類の宇宙への人間の進出が開いた可能性」という言葉もこの条約のなかに見られる。かつて、既に、武力紛争の際の文化財の保護のための条約の前文が「あらゆる国民は世界の文化に貢献するわけであるから、文化財の毀損は、それがいかなる国民に属するものであると、すべて全人類の文化財の毀損を意味するという確信に基づいて」と述べていたのであるが、一九七二年の世界の文化遺産・自然遺産の保護のためのユネスコ協定の前文にも、同じように、「文化遺産・自然遺産の各部分は著しく重要であり、それゆえ、全人類の構成要素として維持されなければならぬ」ということを考慮して……」というような言葉がある。

こうした条文の打上げ火花が国内法のレベルにも飛び火して、例えば、——ブランデンブルク憲法草案に続いて——一九九二年のウクライナ憲法草案は、その八九条において、次のように規定している。「国家は、教育、科学、文化の自由で完全な発展のための条件を作りだすべきであり、ウクライナの国民の精神的遺産と世界文化の遺産を発展させるべきである」。

ここには、文化と自然というテーマ分野における「世界の社会契約」という考え方の輪郭が現われている。人類は、或る程度、多元的文化としての、ユニヴァーサルに保護された文化遺産から構成されている。ここには、諸文化国家から成る多彩な世界社会、世界市民的な視点における国家的・国際的な文化政策というものが予感される。

(2) 世界平和条項

平和の任務という考えは——かつてエ・カントの「永久平和のために」という論文(一七九五年)がユートピアとして述べたことがその先駆けをなしたのであるが——一九五二年のハンブルク憲法の前文のなかに見事に定式化されることができた。即ち、「ハンブルクは平和の精神でもって、あらゆる大陸、あらゆる国民の間の媒介者であることを志向する」と。それより後に制定された、一九五三年のバーデン・ヴェルテンベルク州の憲法の十二條一項は、シラーの情熱、或いは、「一七八九年」の理念によって貫かれている。即ち、「全人類の同胞愛と平和愛への教育ということが述べられている。旧東ドイツ地域にあっては、一九九〇年以降、新たな憲法条文の規定のしかたが打出された。一九九二年のザクセン憲法の十二條では、「世界の平和的発展」が国境をこえた共同の目的として規定されている。このことはザクセン憲法一〇一条の青少年の平和への教育を目標とする規定のなかでも示唆されている。

また、平和の理念は、幾つもの規範部分において表現されている。例えば、前文においては、一九九二年のザクセン・アンハルト憲法前文の「平和に貢献すること」という文言や、一九九三年のチューリンゲン憲法の前文の「内的・外的平和の促進」という文言があげられる。また、基本権部分においては、一九九二年のメックレンブル

ク・フォアボンメルンの憲法の五条一項の「国家共同体、平和、正義の基礎としての人權」という文言や、一九九三年のニードーザクセンの憲法の三条一項やチューリンゲンの憲法の一条二項の同じような文言があげられる。

外国の憲法に関していえば、一九四七年のイタリア憲法の、ヨーロッパ統合に関する十一条は、「諸国民の間の平和と正義を保障する（主権制限的な）秩序」について言及している。一九五七年のギリシャ憲法の二条二項は美しい表現を用いて、「ギリシャは、国際法の一般的に承認された原則の尊重のもとに、正義と諸国民・諸国家間の友好関係の発展とを促進すべく努力する」と定めている。一九三七／一九八七年のアイerland憲法の二九条一項は特に理想主義的に、「アイerlandは、国際正義および国際道徳にもとづく、諸国民の間の平和と友好的共同の理想にたいする忠誠の念を確認する」というように定めている。平和への特に重要な信仰表明は一九四六年の日本の憲法のなかに見出される。その前文では、「日本国民は恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって……」と述べられており、その九条一項の戦争放棄条項においては、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争を永久に放棄する」と規定されている。

こうした憲法規定の先駆をなしたのは、一九四五年の国連憲章のような国際法文書であって、その前文では「世界平和」が目標としてうたわれている。それに続くものとしては、例えば、一九六一年の外交関係に関するウィーン条約があるが、そのなかでは、「世界平和の維持」という言葉が使われている。

(3) 諸国民の融和、世界市民、多元的文化、および、寛容にむけての教育目標

教育目標は立憲国家の憲法の心臓である。そのなかで政治的共同体の自己認識についての多くのことが語られている。それらは、政治的共同体を超えるもの、即ち、「世界」をも目標としているのである。ドイツ諸国においては、「ドイツ国民性の精神と諸国民の融和の精神による」教育を定めているヴァイマル憲法一四八条一項がこの点での先駆的条項とみなされることが出来る。ヴァイマル憲法は諸国民の融和という教育目標をかかげるこ

とによって、とりわけ、一九四五年以降の西ドイツの諸憲法の模範となった（一九四六年のバイエルン憲法一三三条三項はその例である）。一九四七年のプレーメン憲法は、教育目標を、「他の人びと、他の国民との平和的協同を基調とする共同体精神」への教育と規定し、その四項は、「自国民と他国民の文化生活への参加」のための教育と規定している。一九四六年のヘッセン憲法五六条五項が歴史教育の目標として人類の偉大な恩人——例えば A・シュヴァイツァーや Y・メニューヒンが考えられると思うが——をかかげていることが注目される。一九九〇年以降の旧東ドイツ地域の州憲法は、憲法条文の規定のしかたにおける新しい段階を拓いた。例えば、ブランデンブルク憲法二八条は、「諸文化と諸国民の共同生活における平和と連帯」という言葉を用いている。ザクセン憲法の一〇一条一項も平和への教育を規定している。ザクセン・アンハルト憲法の二七条一項は、「他の人びとおよび他の国民との共同体のための責任と将来の世代にたいする責任」を教育目標として規定している。これによって、現代における普遍性に時間レベルの表現が与えられたことになる（同じようなことを多くの環境保護条項も持っている）。例えば、同憲法三五条一項一文が「現代および将来の生活の自然的基礎の保護」という文言を用いている。メックレンブルク・フォアボンメルン憲法一五条四項も、「他の人びと、他の国民との共同体のための責任および将来の世代にたいする責任を担うこと」を教育目標と定めて、このような憲法条文の列に加わった。チューリンゲン憲法二二条は、「教育にたいして、諸文化・諸国民の共同生活における平和と人間および環境の自然的生活条件のための責任を促進すること」を要求している。

世界市民的視点における立憲国家的教育目標へのほとんど「量子飛躍」ともいべきものに成功したのが一九八五年のグアテマラ憲法の七二条一項であり、これは次のような規定を設けている。「教育目標は、第一に、人間人格の発展と世界および国家的・国際的文化についての知識である」。教育目標の規定の例が段々豊富になって来ているのは驚くにはあたらない。というのは、それは、立憲国家の諸原理の発展を反映しているにすぎないからであ

る。これらの一種のハード法は、準備的・教育的な効果をもつ教育目標というソフト法を必要とするのである。これは、環境保護という教育目標（例えばバイエルン憲法一三二条二項）や人権のための教育（例えば、グアテマラ憲法七二条二項）にうかがわれる。注目すべきことは、教育目標が国家を超えて人類という普遍的なものおよび人類を相互に結びつける共通のものにむかっていることである。一九四八年の国際連合の世界人権宣言二六条が国際法のほうからそれを促進したということができよう（即ち、それは、「教育は人権の尊重の強化を目標となすべきである」と規定している）。

(4) 協同条項・協同表明・友好条項

協同条項は憲法条文の規定のしかたにおける独自の発展段階をなしている。それはバラエティに富んでおり、或いは地域的に構想され、或いは全世界的に構想されており、いずれにしても、全体としてみれば、全世界的協同作業をめざしている。ドイツの憲法学はそれを「開かれた国家」（K・フォーゲル）とか「協同的立憲国家」とかいったコンセプトで理論的に説明しようと試みてきた。

多くの例のなかから幾つかのものを取出してみたいと思う。一九七五年のギリシャ憲法一条二項は、「諸国民と諸国家間の友好関係の発展」を目標としてかかげている。一九七六年のポルトガル憲法の七条一項は、「人類の開放と進歩のための、あらゆる国民との協同」の原理を定めており、一九七八年のスペイン憲法の前文は、「地球上のあらゆる国民の間の良好な協同関係の強化に参加すること」を表明している。既に一見しただけで、これらの憲法条文が、それらが立憲主義国家によって国内法とされる以前にそれらを登場させていた国際法文書の影響の下にあることが推測できる（もつとも、逆に、多くの立憲国家がこれらの国際法的条文が国連憲章のなかにもりこまれることに貢献したのではあるが）。¹⁾ここでは国連憲章だけを例としてあげておきたい。即ち、国連憲章一条一項は、「諸国民の間の友好関係」をうたい、三項は「とりわけ人権の尊重を促進するために国際的協同を達成すること」

を国際連合の目的としてかかげている（なお、諸国民の間の友好関係の強化」という文言は、その後の一九六一年の外交関係に関するウィーン条約において踏襲されている）。これによって、国際共同体は立憲国家の発展段階およびそのユニヴァーサルな基本価値の発展段階のためのキーワードの制作者であることを早い段階において実証したわけである。

このテーマ分野における発展段階の歴史においてとりわけみのり豊かなのは、スイスである。一九七七年のユラ州の憲法は、早期に、かつ、理想主義的に、四條二項、三項として独立した協同条項を設けて、「ユラ州は隣人と密接な協同を確保するよう努力する」、「ユラ州は世界にむかって開かれており、連帯に熱心な諸国民と協同する」と規定している。

注目すべきことは、協同の義務がより小さなレベルからより高次のレベルへと高まっており、連邦制的コンテキストから発源していることである。というのは、その第一項は、先ず、他のスイス諸州との協同義務を定めているからである。ユラ州は、そのことによって、スイスにおいて近時増加している憲法条文上の発展段階を開始したことになる。例えば、一九九三年のベルン憲法の五條は「国際的協同と援助」という表題のもとに「州はヨーロッパの諸地域の協同に参加する。州は不利な状態におかれている国々の経済的・社会的・生態系的建設に貢献し、困窮している人びとや国民のための人道的な援助を支持する。州はその場合人権保障を促進する」と定めている。

これによって、州の憲法制定者は人道条項を設けることに成功したわけであるが、その際スイスの赤十字の伝統およびジュネーブの国際会議の伝統によって刺激を与えられたことはいまでもない。この場合、開発援助の任務と人権とが結びつけられていることが注目される。この点は、一九八四年のケルツミューラーの私的憲法草案が先駆けをなしたものと思われる。即ち、その五條は次のようになっていた。「連邦は外国への開発援助を行う。これは低開発国の経済的・文化的自己実現への力を強化することを目的とするものである。連邦は、更に、飢饉、

疾病、貧困の救済のための寄付その他の給付を行う。連邦は、戦争および災害の被害の救済のための援助を行う。

連邦は国際紛争の予防と平和的解決のための「インシアティブをとる」。既に前文のなかにもこの「定旋律」は流れている。即ち、そこには、「世界における飢餓と貧困の救済と諸国民の間の平和とに貢献すること」という言葉がある。また、この「定旋律」は三四条の環境規定にも照射しており、そこには、「連邦は環境、自然、水資源、森林の保護のための国際的な法制定を積極的に促進する」と書かれている。

憲法条文の規定のしかたにおける新しい地帯への、この大胆な突入の「微量元素」は、現在では、一九九五年のスイス連邦政府の「追認的」憲法草案に見出される。即ち、その目的条項に平和的で正しい国際秩序への積極的協同ということがうたわれており、また、その四四条二項二文には、「スイスは世界における困窮と貧困の救済と紛争の平和的解決とに貢献する」という文言が見られる。人道的国際法と対をなす、国家レベルにおける人道的憲法規定の先駆的例を提供しているのは、私の知るかぎり、スイスである。このようにして、世界市民的人道は手をのばせばとどかんばかりに近くなった。文化にもとづく国際法が可能となった。

連邦国家における個々のフロントの憲法条文も同じようにみのり豊かな結果を出している。例えば、多くのドイツのラントが「移行過程にある社会」と「プラグマティックに且つ実効的に取組んでいる。例えば、ノールトライン・ヴェストファーレン州は、一九九五年四月に、南アフリカの東トランスヴァール州とパートナー協定を締結した。或いは、ドイツ諸州の総理府は、一九九五年五月に、バーデン・ヴェルテンベルク州の提案にもとづいて、南アフリカ諸州との協同について協議した。バーデン・ヴェルテンベルク州は、新聞報道によれば、カ・ツール/ナタール州とのパートナー関係を結ぼうとしており、バイエルン州は西カッパ州と、ニーダーザクセン州は東カッパ州と同じような協定を結ぼうとしている。ロシアを構成する諸共和国のためのドイツ諸州の協同、更には、東ヨーロッパ全体にたいするドイツ諸州の開発援助政策も、この範疇に入る。「諸地域のヨーロッパ」における地域的パート

ナー関係だけでなく、地域的パートナー関係は一般的にこの範疇に入る。確かに、それらは、多くの場合、州首相ないしは「地域の領主」の個人的な目立ちたがりから発しているのかも知れない。しかし、スイスにおいて、現在のところ最上の新しい州憲法、即ち、一九九三年のベルン憲法がこの種の人道的且つ包括的責任をテーマにしているということも考慮すべきであろう。しばしば、「小さなもの」が大きなもの、より強力なもの、よりも人道というテーマにたいしてより強い感受性を発揮することもあるのである。

東ヨーロッパにおいては、ハンガリーが早い時期に協同条項を規定した。一九四九年に制定され、一九八九年に改正されたハンガリー憲法の六条二項は次の如くである。「ハンガリー共和国は世界のあらゆる国民・あらゆる国家との協同を志向する」。ドイツ基本法は、一九四九年に、将来を見すえた、主権制限的な協同条項たる二四条（「世界の諸国民の間の……」）を設けたが、それを洗練化して国境を接し合う国々との間の機構への主権の委譲に関する一a項を設けたのは、ようやく一九九二年であった。

協同というテーマ分野における憲法条文の規定のしかたの発展段階を進めているのは、とりわけ比較的小さな国々である。例えば、一九八五年のグアテマラ憲法は協同・連帯条項たる一五〇条をおき、「中央アメリカの諸国家共同体の一員」として自らのあり方を規定している。更に、「親近性を有する」国々にたいする特別の開発援助条項が注目し値する。即ち、その一五一条は、「グアテマラ国はグアテマラと同じような経済的・社会的・文化的発展段階にあるすべての国々と、共通の解決を見出し、これらの国々の福祉のための政策を協同して展開するという目的をもって、友好・連帯・協同の関係を結び」と規定している。

このような開発援助政策にかかわる協同・親近性条項は、立憲国家の世界像という問題にたいして独自の証明力をもった条文である。グアテマラは、同時に、この親近性条項によって、この問題にたいする創造的な貢献をするのに成功している。一九八八年のブラジル憲法の第四条は、国際関係を指導する原理として、「人権の優位」とな

らんで、「人類の発展のための諸国民の協同」をにかけている。同じような発展段階が存在するかぎり、周知の地域的協同条項はグローバルな協同条項へと広がって行くと思われる。

このテーマ分野においても、他のテーマ分野におけるのと同じように、国際法文書が立憲国家の憲法条文に影響を及ぼしているということが出来る。即ち、一九四五年の国連憲章の一条三項が既に、国際連合の目的として、「国際問題を解決し、人権の尊重を促進するために、国際的協同を達成すること」をにかけていた。また、一九四八年の世界人権宣言の前文のなかに、「諸国民の間の友好関係の発展を促進することが肝要である」ということが言われていた。この場合、世界人権宣言二六条二項が教育は「あらゆる国民の間の理解・寛容・友好を促進」すべきであると述べていることに見られるように、協同の思想が時として教育目標という形態をとることがあるのであるが、それは同一の基本価値の多様性を示しているにすぎない。

(5) 地域的アイデンティティ条項

多くの立憲国家は、自分を包含する広い関連を指し示すことによって、却って、自身のアイデンティティを獲得している。例えば、一九七六年（一九八九年改正）のポルトガル憲法の七条五項は、「ポルトガルはヨーロッパのアイデンティティの強化と諸国民の間の平和・経済発展・正義のためのヨーロッパ諸国の共同歩調の強化に「とめ」と規定している。ラテンアメリカにおいても、多くの国の憲法のなかに統合条項、或いは、アイデンティティ条項がおかれている。例えば、一九八八年のブラジル憲法の四条は、「ブラジル連邦共和国はラテンアメリカの諸国家共同構築という目的をもって、ラテンアメリカ諸国民の経済的・政治的・文化的統合に「とめ」と規定している。同じような条項は一九九一年のコロンビア憲法の九条二項にもある（そこでは、「ラテンアメリカの統合」について規定されている）。

なお、ここで、近時ヨーロッパの立憲国家において採用されるようになって来ている一般のおよび特殊のヨーロッ

パ条項について言及しておくことも、体系上適切と思われる。ヨーロッパは、この点において、発展の先頭を切っているからである。その例として、一九九二年のザールラント憲法の六〇条二項をあげることができる。それは次のように規定している。「ザールラントは、ヨーロッパ統合を促進し、且つ、ヨーロッパ共同体および統合されたヨーロッパの意思形成に自主・独立の地位を有する地域が参加することを支持する。ザールラントは、ヨーロッパの他の地域と協同し、境を接し合う領土共同体や機構の間の境を超えた関係を促進する」。

(6) 外国人の基本権上の地位の改善

これも、また、立憲国家が世界もしくは人類にむかって開かれていることの一つのモメントをなしている。この点に関して問題となる諸々の憲法規定の分類を大まかながら行ってみたい。第一グループは、当該立憲国家と特別の文化的もしくは人種的関連を有する外国人にかかわるものである。例えば、ポルトガル憲法一五条三項は、「ポルトガル語を話す国々の市民は一定の条件のもとで他の外国人には与えられない権利を与えられる」と規定している。

第二グループは、一定の基準の留保のもとに、外国人と内国人を原則的に平等に扱うことを定めているものである（例えば、スペイン憲法一三条一項がそうである）。ユニヴァーサルで、殆ど世界市民的ともいうべき平等取扱条項を試みて成功しているのは、フランスブルク憲法三三条三項である。即ち、それは、「他国民または無国籍者であつて国内に住所を有する者は、憲法または法律がこれと異なつた規定をしていないかぎり、内国人と平等に扱ふ」と規定している。

第三グループは、ラテンアメリカ諸国またはスペインと特別の関係で結ばれている人びとにたいして二重国籍を可能にするものである（スペイン憲法一一条三項がその例である）。この点に関して注目すべきものとしては、一九六六年の国際人権規約B規約の二七条という初期の条文段階に対応してなされた、少数者保護のためのあらゆる

試みがあげられよう。一九九〇年のシュレスヴィツヒ・ホルシュタイン憲法の五条がその模範といえる。

(7) 中間総括

総じて、世界市民的なもの、世界にむかつて開かれていること、グローバルな協同、ユニヴァーサルなもの、人類への志向ないし人類の理念、を高くかかげている憲法条文或いは、そのようなものへむかうように刺激する憲法条文が多種・多様に存在していることが明らかになったことと思う。ユニヴァーサルなものへの志向と並行して、直接の近隣関係というコンテキストのなかで、地域の境界を超えてるパートナーシップもしくは責任共同体が成立している。あらゆるモザイク石を総合して見るならば、顕著な傾向の存在が認められる。立憲国家は、或る程度は国の種類の如何を問わず、立憲国家的巨つ世界市民的視点から、他の国々に積極的に関与している。立憲国家は、「世界における平和」、「ユヴァーサルな人権」、「教育目標としての国際的文化」、といったキーワードで示される「世界像」、しかも改善可能と考えられている「世界像」を既に十分にもっている。世界へと方向づけられた立憲国家の基本価値が存在している（例えば、人道的憲法、開発援助がそれである）。スイスを例外として、人道的憲法規定の不十分さが目につくとしても、ナショナルな世界憲法の「微量元素」が既に生成しているということができる。確かに、多くの憲法条文が国連の人権宣言や国際法文書もしくは人権文書によって影響されているということとは推察できるが、しかし、諸立憲国家がこれらの条文を「国内法化」し、自分自身の憲法の中心的部分としているということは、やはり、特別の重みをもっている。反対に、一七八九年のフランス人権宣言のような立憲国家の国内的文書のほうでも、すくなくとも一九六六年以降、国際法を影響下におさめた。立憲国家と地域的な、もしくは、ユニヴァーサルな国際法という二つのサークルが相互に効果を高め合いながら関連しているということは、条文の規定のしかたの発展からも看取され得るし、また、このことは促進されるべきである。立憲国家は憲法条文の規定のしかたにおける段階的発展にたいする感受性を国際法のレベルにおいても鋭くする必要がある。

以下においては、これまでの、制定された憲法条文の現在状況の説明を憲法政策的考察によって補充したいと思う。今日の個別国家の憲法制定者は、地域的な責任関連およびグローバルな責任関連と種々の方法で取組むのがよいと思われる。

第一に、平和、人権、福祉といった自分自身の基本価値を自分自身の地域や更には世界にたいして要求することを通じて（立憲主義的人類法）。第二に、それに対応する教育目標（即ち、人類や世界をも志向する教育目標）をきっぱりと定式化することによって（ユネスコ協定の精神にのっとり）。第三に、協同条項、または、開発援助条項を通じて（一般的にグアテマラのモデルにしたがって）。第四に、人道的憲法規定によって（スイスにおける「ことく」）。第五に、国家組織法上の統合条項によって（ヨーロッパやラテンアメリカをモデルとして）。第六に、ナショナルな、および、ユニヴァーサルな文化財保護を通じて（ブランドンブルクの草案やウクライナにおける「ことく」）。

このように世界志向的基本価値をタイプとしての立憲国家に組入れてその構成要素とすることは、国際法学にたいしては、タイプとしての立憲国家との文化科学によって媒介された連携を求めるときかけを与えることになると思われる。こうした傾向は、例えば、ハーグにおける、旧ユーゴのための国連法廷による、カラジッチやムラジッチといった戦争犯罪人の個人的責任の追及を力づけることになる。ヨーロッパが「世界を必要とする」ことく、また、ヨーロッパ化の過程が「ヨーロッパ連合」の「ヨーロッパ要塞」の「ことく」——「隔絶化をひきおこしてはならないことく」、今日すべての立憲国家が自分自身のために一つの世界を必要としている。立憲国家自身において「世界共同体を憲法条文によっても、実践によっても、テーマとしてとりあげることがうまく行けば行くほど、この世界共同体は立憲主義的要素を獲得することができる。外政は今日或る程度まで世界の内政であるという定式にならうといえ、立憲国家のための政治は、或る程度まで、世界政治であり、逆に、世界政治は立憲国家のため

の政治であるということが出来る。これまで、国際法文書のなかの正義の理念は、国内法的には余り注目されることはなかった。一九四五年の国連憲章の前文は、そのもとで正義と契約上の義務の尊重が維持され得る条件をつくりだそうという決意を表明していた。そして、その二条三項は、国際的安全とならんで正義をかかげていた。そのことによって、正義は立憲国家を照射するユニヴァーサルな価値となった。世界市民と立憲国家とはここに合一した。

三、特論。『人類』——この概念が内包する意味のポテンシャルの文化科学的解明（ヴァイマル古典主義とドイツ理想主義）——

(1) 憲法条文および国際法条文がいかにも『人類』や『世界』を多種多様な形で視野に入れていくということが示されたからには、次には、具体化の科学的プログラムを打ち出すことが緊急の課題となる。

そのためには、考察範囲を文化的発展へとひろげる必要がある。『人類』あるいは『世界』は、文化科学的にのみ把握されることが出来るからである（恐らく、その場合には、諸世代の協同作業として把握されることになる）。以下においては、若干のキーワードをあげるにとどめる。『人類』というテーマ分野においては、ヴァイマル古典主義とドイツ理想主義とが、発掘に適している。人類をフォーラムおよび基準システムとして、また、訴えるべき機関、尊厳をもった基準ファクターとして、（世界的）良心及び個々人の理想的抽象化として、また、価値の受託主体にして同時に信託された（保護）客体として把握する幾つかの古典的テキストを選び出すだけでも、一定の方向を示唆することが出来ると思われる。

(2) F・シラーは、ドイツの『人類詩人』（「すべての人間は兄弟となる」）であり、——R・シュナイダーの言う

意味における——『人類のスポークスマン』であるということが出来る。このことは、特に『ドン・カルロス』（二七八七）において至るところで現われており、とりわけフィリップ二世との争いにおけるドン・カルロスとポーター侯爵の言葉のなかに明瞭に現れている。先ず、次のような言葉がある。

「人類——これは今日もお彼の耳にとつては偉大な言葉だ」（ポーター侯、第一章第九場）、

「人類の永遠の認証は涙だ」（カルロス、第二幕第二場）、

「世界史、祖先の榮譽、そして、名声のラッパの轟きが私を呼ぶ」（カルロス、第二幕第二場）、

「カルルよ、高次の理性がうみだした計画は、人類の苦悩に押促されて、幾万回挫折しても、決して放棄されるはならないということを、それまで忘れるな」（ポーター侯爵、第二幕第一五場）。

次いで、昇揚が来る。即ち、

「陛下、——私は告白しなければならぬのですが——私がこの世界の市民として考えた事を陛下の臣民としての言葉に包む準備を私はして来ませんでした」（ポーター侯爵、第三幕第一〇場）、更に、

「私は人類を愛します。しかし、王国においては私は私自身以外のものを愛することはできません」（フィリップ二世に対してポーター侯爵、第三幕第一〇場）。

遂には最高潮に達する。即ち、

「人類の失われた高貴さを復活させて下さい。人間が自己自身に立帰らされ、自己の価値の感情にめざめ、高貴にして誇り高い自由の徳が榮える時に」（フィリップ二世にたいしてポーター侯爵、第三幕第一〇場）。

『ヴァレンシュタイン』（一八〇〇）もほとんど同様に生産的である。それは既にプロローグから始まる。即ち、

「なぜならば、偉大な対象のみが人類の深い内奥をゆり動かすことが出来るからです」。

次いで、マックス・ピッコロミニの言葉が登場する。即ち、

「人類にはそういう瞬間があるのかもかもしれません。しかし、幸福の感情が勝利しなければなりません（マックス・ヴァレンシュタインの死、第二幕第二場）。

次いで、『ヴァレンシュタインの死』で最高潮に達している。即ち、

「世界は狭いが、人間の頭の中は広い。人間の頭のなかでは種々の思想が容易に共存しているが、しかし、世界の空間においては、物が衝突し合っている」。

ヴァレンシュタインの次の言葉には、ヘーゲルとの親和性があらわれている。「人間の一生には、平常よりも世界精神に近づいて、自由に運命を問う瞬間が存在している」（『ヴァレンシュタインの死』、第二幕第三場）。

ヴァレンシュタインの言葉では、世界が罪と責任のための審判機関となり、徳に関する裁判官にもなっている。即ち、

「世界は君を非難することはないだろう。世界は君が友人を尊重したことを賞賛するだろう」。

いかに『ヴァイマル』が『人類』というテーマのために偉大なキーワードをつくったかということは、シラーの『芸術家』（二七八八年）という詩のなかにも看取され得る。即ち、

「人類の尊厳は汝等の手に委ねられている。それを保持せよ！それは汝等とともに沈み、また、汝等とともに浮上するであろう」。

そのようにして、（抽象的な）人類の尊厳と（具体的な）人間の尊厳とが独特の方法で結合されている。これは憲法論にとっても示唆的である。

J・W・V・ゲートは人類をよりリアリストックに見ている。これは重視されてよい。それは、『パルカの詩』における警告（「人類よ、神々を恐れよ！」）から始まり、『人類の限界』という詩において頂点に達し（「太古の聖なる父が……時」、底知れぬものに到っている。即ち、「しかし、私は硬化のうちに私の救済を求めない。身

ぶるいこそ人間の最上の部分である。世界も人間の感情にたいして高い報いを求めるごとく、人間は深く感動して巨大なものを感じる」

ゲートの『ファウスト』（第一部）では、その牢獄の場面で「人類のあらゆる困苦が私の心をしめつける」という言葉が寄せられている。

既に『タッソー』において『世界と後の世界』が重い意味をこめて語られていたのであるが（第一幕第三場）、J・P・エッカーマンの『ゲートとの対話』においては、世界と後の世界は『人類』とともに基本的なテーマとなっている。幾つかの例をあげることにはしたい。「人類を完全なものにすることができれば、完全な状態というものも考えられよう。しかし、そうなると、永遠の行きつつ戻りつつが生じ、その一部は苦しみ、他の一部は楽しむということになるであろう」（一八二四）。後にゲートは人類にとって『有益なもの』を挙げ（一八二七）、次のような偉大な言葉によって『人類の共通遺産』という考えを先取りした（一八二七）。即ち、「私は、ますます、詩が人類の共通財産であるということが理解できるようになった」。この場合のキーワードは『世界文学』である。同年の次の発言もこのコンテキストに属している。即ち、「人間が、正しいものを発見した後、再びそれをくつがえしたり、影の薄いものにしたたりしなければ、私は満足するであろう。ただし、人類は、世代から世代へと人類にうけつがれてきた積極的なものを必要とするからであり、且つ、積極的なものが同時に正しいもの、善なるものであれば、それはよいことだからである」。これは『文化遺産』という考え方の先取りであろう。最後の例を挙げよう（二八二八）。即ち、「今や、人類のはかりで何が重きをなすが重要である」。これは——シラーと似て——個人と人類とを一体のものとして考えるものである。

『世界』、『世界文化』、『世界文学』に関するゲートのテキストは夙に新しい時代を画した（『世界史的現代』が自分の精神を捉えているという彼の告白（一七九二—一八二二）もそうであった）。幾つかの例を挙げておきたい。

例えば、ゲーテは、「世界が常に同一のものであり続ける」という彼の観察について報告しており（一八二五）、また、「宇宙に理性をもたらす」ことについての彼の懐疑を洩らしており（一八二六）、一八二七年には、青年は個人としては「世界文化の諸時代」を再三再四あまねく経験しなければならぬ、と説いている。また、ゲーテは、一八二四年に「世界文化の歩み」について語り、一八二七年には再び「世界文学」について語っている（ペーターベンの第九シンホニーは「人類にむけられた民衆的演説」である、というアドルノの言葉もこのテーマ分野のものである）。

いかにドイツ理想主義が「人類」および「世界」の構成のための腐植土になっているか、ということを示す例として二つのテキストを挙げておきたい。問題となる古典的テキストは、E・カントとG・W・F・ヘーゲルに見出される。カントの多くの著作にもとづいて、カントが「人類の文化的ゲン」となるようにと望むことができる。カントの人間の尊厳の概念はそれへの道程にある。それは「世界構成的」であり、それは、例えば、あらゆる人種イデオロギーを禁止するものである。

(3) これまで述べてきたところに従えば、「人類」は、例えば、すべての人間の総計といったような、単なる量的概念ではなく、また、理論的なものとして拘束力をもたない思弁的ファクターでもない。「人類」という概念は、規範的構造と規範的内容を内包し、人間の尊厳や人権（「人間像」）や「世界平和」のような立憲国家の基本価値を内包し、また、最小限の道義・人道・正義・文化を内包している。「人類」という概念は、（良心の）裁き、もしくは、責任の思想を呼びおこし、ゲーテの「イフゲニー」の意味での人間同志の間柄を一定程度呼びおこし、また、ドイツ理想主義の説く倫理的世界を一定程度呼びおこす。共通の自然遺産・文化遺産——および、すべての人のそれへの平和的参与——のようなレアルなファクターも、「人類」の概念に含まれる。抽象的でイデアールな——しかし、苦悩という試練に耐えた——人類という超個人的レベルとすべての個々人というパーソナルで唯一無

二の個体とは不可分に結びついている（F・シラー／E・カント）。主体にして客体という、複合的「人類」という概念は、「共通の遺産」という意味において、過去にむけられた面をもっている。しかし、「人類」という概念は、新しいもの、とりわけ、将来の世代にたいしても開かれていくべきである。「人類」は、世界平和・国際的安全・正義（国連憲章二条三項参照）のとき基本価値、したがって、理性から構成されており、また、ユネスコ文化作品（ゲーテの意味における「世界文化」、世界音楽、おそらくは、シュトゥックハウゼンの「世界議会」）のとき芸術的対象から構成されており、更には、また、「平和的目的のための宇宙空間の利用」（一九六七年の宇宙空間条約の前文）や自然遺産（環境）のとき経済的価値からも構成されている。国際法を含む法律学の任務は「人類」という概念の内包する意味ポテンシャルから個々の問題領域のためにそれぞれに対応する意味を汲み盡くすことであり、「世界市民としての状態」（E・カント）を体験可能なものとすることである（例えば、「世界人としての地位」）。その場合、人類への志向を有する立憲国家の基本価値のディメンジョンと国際法の「究極の」妥当根拠としての人類のディメンジョンとは——相互に条件づけ合いながら——一つの全体を構成している（このことは、例えば、人道的憲法と人道的国際法、個別国家的文化財保護と世界的文化財保護という態様で具体的に異なることができるし、また、文化にもとづく世界市民の状態、文化的国際主義（J・H・メリマン）、世界市民的人道という考え方やすべての人間人格に宿る人類（E・カント）¹⁾という考え方もこのことを示しており、また、芸術と科学の世界共同体²⁾も既に存在しているのである）。この世界共同体は仮想的「人類の書」から構成されている。

四、この問題と取組むための理論的枠組みを構成する諸視点

a、諸立憲国家の世界共同体

これが第一のキーワードである。類型としての『立憲国家』の世界像の一要素をなすテーゼとして、個々の立憲国家は単独で存在するものではなくして、もともと、ひとつの開かれた世界共同体をなしているものである、というテーゼを打出してみたい。世界もしくはこの世界におけるそれに類したもの（人類）への志向は、それが一般的な法の原則の援用という形で示されるものであれ、ユニヴァーサルな人権の国内憲法化、或いは、人権のための外交という形で示されるものであれ、また、それに対応する教育目標の形で示されるものであれ、世界平和・国際友好・国際協同などの基本価値の法文化の形で示されるものであれ、はたまた、開発援助や人道的援助（例えば、『世界の飢餓のための援助』への義務づけという形で示されるものであれ、個々の立憲国家の自己認識の一つの現われである。

確かに、この点に関しては、失望させることが相次いで起っている。しかし、立憲国家は、信頼を保持し続けるためには、国内にあって自己のアイデンティティもしくは自己の自己認識の要素として見ているのと同じ基本価値を外にむかって主張することをやめることはできない。この世界の何処かには常に権威主義的な、もしくは、全体主義的な国家が存在しているかもしれない。しかし、立憲国家は、例えば、環境国際法や宇宙法といった問題分野において、世界と世界の人間たちのための責任を全うするために、同種の国々との共同体に加入している。多くの憲法条文がこの責任の引受を示唆している。いずれにしても、E・カントの『世界市民的視点』は、今日、立憲国家における『希望』という原理や『責任』という原理の要素となっている。人間の権利と人類の権利とは結びついている。H・ヨナスが唱えている新しい定言命令、即ち、「汝の行為の結果が、将来の人間に値いする生存と両

立できるように、即ち、無限の時間にむかって生存することへの人類の要求と両立できるように、行為せよ」という命令は、世界への志向をもった立憲国家の国内憲法上の古典的テキストとなりつつある。

b、地域的・全世界的責任共同体

諸立憲国家の全世界的な責任共同体という考えは、しばしば、立憲国家にたいして過大な要求を課しているのかもしれないし、また、責任は極めて部分的にしか実現されないのかもしれない。しかし、問題は、立憲国家が今日の発展段階において、今までよりも一層具体的に地域的な連帯義務の關係に加入しているかどうかである。しかも、それは、世界の一部分におけるヘゲモニー、即ち、まさに地域におけるヘゲモニーという意味においてはなく、同権のパートナー關係という意味においてである。既に述べた、地域に關係づけられたアイデンティティ条項や境界を超える権限条項は、個別国家の憲法条文のほうからそれを志向するものであるが、ヨーロッパ人権条約共同体はヨーロッパにおいて、アメリカ人権条約共同体はアメリカにおいてそれを志向するものであり、また、一九九五年のヨーロッパの安全と協同のための組織も恐らくそうであろう。ヨーロッパ人権条約共同体のヨーロッパ委員会は、一九八九年以来、人権、少数者保護などの立憲主義的要素を東ヨーロッパの旧社会主義諸国にたいして加入の条件として持出して、多大の成功を収めている。立憲国家の地域的パートナー關係が政治的に現実性をもっているということは、更に、ヨーロッパの一部としてのバルカン諸国にたいしてヨーロッパ連合の諸国が不完全ながらも責任を引受けているにも現われている。それは、平和樹立の試みに現われているだけでなく、一九九五年のボスニア・ヘルツェゴヴィナのための『大枠協定』として合意された非常に具体的な『憲法基準の設定』にも現われている。というのは、ここでは、基本権（行動の自由、意見の自由、出版の自由）、もしくは、国際的に承認された人権のような、類型としての立憲国家を特徴づける諸要素が基準として設定されているからであり、選挙、多数

決原理の適用、憲法裁判所の設置などが合意されているからである。このように地域を「立憲主義化」する任務は、今日の立憲国家の権限・任務・正当性の増大を示す年輪となるということができよう。このような任務は、憲法市民にとっては、一般的な、ユニヴァーサルな義務よりも、むしろ受容されやすいと思われる。憲法市民にとって、カントの「世界市民的視点」や「世界市民法」は過大な要求かもしれないが、少なくとも、地域の市民であることは——けだし、見透し可能であるがゆえに——今日でも既に期待できることである。

c、立憲国家の「内部法」、即ち「人類法」としての国際法との「連携」

立憲国家がその条文の規定のしかたの発展段階の進行傾向に従って種々様々な形で量的にも質的にも強く「世界」もしくは「人類」に入りこんでいるとするならば、そのことは、この世界の法、即ち国際法にたいしても当然一定の効果をもたらさざるをえない。いずれにしても、国際法の「変革」が必要になる。国際法は、人権、少数者保護、環境保護のように立憲国家が自ら設定した諸要素を、次第に国際法のディメンジョンにびつたり合うように考えるようにならなければならない。そうやって初めて、「国際共同の憲法」というものを認めることができよう。そうやって初めて、「開かれた国家」、「協同的立憲国家が現実化した」ということができよう。国際法は自分自身を、立憲国家によって組織されている「人類」、また、少からざる条約のなかで志向されている「人類」を基点として考えなければならぬ。このプログラムの実現のためには、主権というテーマ分野において考え方を変革することが必要になる。国際法は人類法の一部をなしている。この場合、人権はすべての人間の主観的権利としてだけでなく、人類の主観的権利としても理解されなければならない。W・フォン・ジムゾン¹⁾は、「国家が超国家的なものによって制約されていること」を説いたが、確かにこの制約は主権を相対化した。

しかし、また、「超国家的なもの」、即ち国際法が立憲国家によって制約されていることを考慮しなければならぬであろう。今日、国際法は、最終的には、例えば、クルド問題に関してトルコにたいして、チエチエン問題に関してロシアにたいして、「人権政策」を要求する諸々の立憲国家の責任共同体によって生命を与えられている。今や、国際法全般およびその部分領域のために、特に立憲国家と人権とを基準とする文化科学的な理論的枠組みをつくりあげるべき時である。

「人類」は近時新しい国際法が基準とすべき主体もしくは客体となった。このことは立憲国家内部の「概念」としての人類に適合するように考えられる必要がある。一九七〇年の国際連合の大陸棚に関する宣言は、大陸棚と海底とを「人類」の共通の遺産と宣言している。同じことは後に南極大陸に関する宣言でも要求された。一九七九年の「月条約」は月およびその自然的資源を「人類の共通の遺産」と宣言した。一九八二年のアフリカ人権宣言の二条一二項は、すべての国民にたいして、とりわけ「人類の共通の遺産にひとしく参与する」権利を認めている。近時、「人類の共通関心事」という理念は「世界的成功」をおさめている。それゆえ、共通遺産原理は国際法のキー概念となったといえ、また、一般的原則の域に近づいたといえる。国際法の少なくとも最後から二番目の妥当根拠として人類を考える発想は広い支持を得ている。

これらすべてのことは、国際法が強国間の法から多様に分化した人類の法秩序へと構成されつつあることの現われである。この点では、「人類の共通善」が国際法の目標である（フランシスコ・デ・ヴィットリア）と説いたサラマンカの古典的学派のテーゼが先導の役を果している。国際法における人権の意義の増大、文化財保護、宇宙法、環境法は、国際法を「人類法」へと成熟させる要素である。「自然法への逆戻り」（U・シヨイナー）も、この全体像の一部を構成している。前述した、「ヴァイマル」、「ゲーニヒスベルク」、或いは、「ドイツ理想主義の古典的テキスト」、および、その「人類へのメッセージ」（F・シラーとベートーベンの第九）は、この途を進むのを容易にしてくれると思われる。

この最後の章の収獲は僅かなものと思われるかもしれない。多くの問題が取上げられないままに終わった。例えば、「地球」はあと何人の人間をそのうえに載せていることができるか、という問題がそれである。この問題は出生率を高める効果をもっている世界宗教・世界文化にたいする新たな問題提起ということになる。同様に、全世界的な離民の移動問題もあげられなければならない。多くの問題は残されたままであり、他の問題も「暫定的に」取上げられたにすぎない。

訳者あとがき

本稿は、一九九九年一〇月にドイツ憲法判例研究会の招聘（ただし、旅費・滞在費は日本学術振興会負担）で来日したドイツ・バイロイト大学のペーター・ヘーベルレ教授が二〇月二六日に本学で行った講演（“Weltbild” des Verfassungsgesetzes）を全訳したものである。

ヘーベルレ教授は、病軀をおしての来日であったが、二週間の滞在中にそれぞれテーマを異にする五回の講演を行った。五つの講演の翻訳は、畑尻剛城西大学教授・井上典之神戸大学教授の編集のもとに一冊の本にまとめられて、近く刊行される予定である（尚学社から）。本稿も、講演原稿に初めから付せられていた脚注の翻訳を追加したうえで、この本に収録されることになっている。

ヘーベルレ教授は、これまで、精力的に発表された著書、論文において、憲法理論のさまざまな分野にわたって発想力・構想力に富んだ、その意味において、論争誘発的な理論を展開して来ていたが、しばらく前から研究の軸足を比較憲法に移し、各国憲法の条文の比較研究・それら憲法条文の発展段階史的的位置づけ・立憲国家の憲法の発展方向の確認をふまえた数多くの業績を発表し続けている。本講演も、その一つである。

なお、本講演には、ドイツの文学作品からの引用が数多く含まれており、文学的素養の乏しい訳者には手に余る

ものがあつた。訳文の掲載が大幅におくれた原因の一半は、その点にあり、しかも、掲載された訳文にも誤訳が多々含まれているのではないかと恐れている。

一九六〇年代の初めにコンラート・ヘッセ教授のゼミナール及びホルスト・エームケ教授のゼミナールに一緒に出席して以来四〇年間交友関係の続いているヘーベルレ教授を訳者の勤務する大学に迎えることができたことは、訳者のこのうえない喜びであったが、これが可能となったのは、名城大学法学会と法学部懇談会の援助に負うところ大であった。記して感謝の意を表したい。